

## 第1回 取引相場のない株式の評価に関する有識者会議 議事要旨

日 時：令和8年4月20日（月）15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室（※WEB併用会議）

出席委員：阿部委員、大畑委員、川北委員、熊谷委員、櫻井委員、佐藤委員、渋谷委員、  
末吉委員、玉越委員、八重倉委員、弥永委員、渡辺委員

冒頭、座長について協議を行い、佐藤委員が座長に就任した。

事務局から、配付資料に基づき説明。その後、委員から要旨以下のとおり御意見をいただいた。

### ➤ 議題1「現行通達における評価方法について検討すべき問題点」について

- 類似業種比準方式における企業規模等の外形基準は、様々な企業実態に合わせて評価を行う方が公平となるとの想定のもとに設けられたものとするが、それがかえって、評価額圧縮スキームに悪用されて、現状のこの不公平な実態に至っている。今回の見直しでは、できる限り幅広い企業に統一的に適用できる一つの評価方式を検討してはどうか
- 租税回避スキームを使って、脱税に近い節税策が行われていることは問題ではある。しかし、スキームが使われる根本的な原因は、現在の評価方法による純資産価額が高すぎるためではないか
- 評価会社の経営実態と直接関係せず、外部環境（上場株式市場の急激な上昇など）に影響を受け評価額が大きく左右され得る類似業種比準方式の考え方が場合によっては正しくないのかもしれない。一方で、今まで用いられてきた一連の流れと歴史があるため、見直す際は慎重に検討すべき
- 非上場会社と上場会社が、所有と経営の分離の有無という点で大きく異なるのであれば、類似業種比準方式で行われているような、上場会社の株価を基準として取引相場のない株式を評価すること自体が問題なのではないか
- この非上場株式の評価の問題は、非上場会社では所有と経営が分離されていないからこそ株式を所有する株主個人に対する相続税の課税が企業経営を阻害しかねないという点が難しく、議論に当たってはその部分を念頭におくべき
- 評価をする局面（相続・売買など）に応じた評価方式というものを考えた上で議論することが重要
- 評価通達186-2(2)の定めは、組織再編税制ができたことによって事実上適用場面が無くなっており、撤廃すべきではないか

➤ 議題2「取引相場のない株式の評価方法としての現行の各方式についての各専門分野からの評価・意見」について

- 純資産価額方式については、企業の保有する純資産を時価評価するという意味で、取引相場のない株式以外の資産を保有している場合との公平性確保の観点で優れている。加えて、営業権を評価することで純資産を増殖させる力を評価できるという点でも優れている
- 近年、研究開発投資や従業員の能力向上など、貸借対照表では把握されない企業特性が経営の核心を占めていることを踏まえると、純資産の増殖能力や企業業績の良否という収益要素を重視する必要がある、そういった点からインカム・アプローチによる評価を検討すべき
- 実務におけるマーケット・アプローチは、評価会社を上場する特定の類似会社と比較する方法であり、優良企業を高く評価するための評価方法として利用される。マーケット・アプローチとされる類似業種比準方式の評価額が純資産価額より低くなることには、結構違和感がある
- 現行の各方式においては、消去法的に純資産価額方式によらざるを得ないと考えるが、現行の純資産価額方式にも会計上の引当金が負債認識されていない部分や、本来営業権が存在すると考えられる会社であっても営業権が認識されていない部分等、課題はある
- 純資産価額という企業の清算を前提とした評価方式が、継続企業を前提とした会社の株式の評価として正しいと言えるのか。また、類似業種比準価額が純資産価額の1/4であるという会計検査院の報告はコロナ禍時期であり、国税庁の実態把握もその影響が残っている上場会社の株価低迷時期である。比較・議論するのであれば現時点の株価水準を基にすべきである
- 配当還元方式の還元率について、会計検査院が指摘しているように10%より下げるべきというのはそのとおりだが、(評価額の上昇により)従業員持株会が事実上設立できなくなったり、少数株主の整理がより難しくなりかねない
- 継続企業の評価をする時に、企業の清算を前提とした純資産価額で評価するというのは、ありえないのではないか。評価会社を清算した価値と、経営のリスク(経営そのものと同時に、会社借入の経営者の個人保証など)を負いながら次の世代にバトンを渡す時の価値は、明らかに差がないとおかしい
- 取引相場のない株式について、明らかに「不特定多数の当事者間で自由な取引」ができる状態にないことを踏まえて、議論に当たっては「時価」の定義を理解する必要があるのではないか
- 一般論として、評価会社を清算した場合の価格よりも、継続企業を前提とした価格の方が低いことは通常はなく、もし清算した方が経済的に高いキャッシュフローが得られるのであれば、そこで清算して事業をやめるのが合理的である

- 継続企業を前提とした価値が、純資産価額よりも高いのが理論的ということはそのとおりなのかもしれないが、中小企業の経営というのはそういうものではなく、それでも経営していかざるを得ないという背景がある中小企業の置かれた状況を理解して議論すべき

➤ **議題3「見直しに当たっての方向性への意見及び検討すべき観点」について**

- これまでの税務行政を通じて、国税庁には各種の租税回避スキームの知見が蓄積されていると思うので、この機会にそのようなスキームに対処できるような方策を十分に講じていただきたい
- 中小企業の円滑な事業承継は、極めて重要な観点なので、円滑な事業承継に資する評価という観点も踏まえて検討すべき
- 資産課税における財産評価は、「時価」以外の色々な要素が入っていることから、今回はできるだけそのような余計なものは切り離して、できるだけ客観的に「時価」の認定をやるべき。その上で、税負担が重すぎることになるのであれば、税率を引き下げたり、基礎控除を増額するなりすれば良いし、あるいは何らかの政策的な配慮が必要なのであれば、例えば現在の納税猶予制度（事業承継税制）をもっと広く柔軟に適用できるようにすることもあり得るかもしれない。このような考え方はドイツで財産評価が憲法上争われた時に、ドイツの裁判所が示している考え方でもある
- このまま租税回避スキームを野放しにすることは良くないと思うが、スキームへ対応をすることによって、今まで真面目に企業経営を営んでこられた人たちが困るのも問題であり、その視点は持つべき
- 評価の見直しが行われてきた経緯も含めて考えると、事業承継税制との関係も見過ごせない。事業承継税制はもっと使いやすくすべきであり、ドイツでは、85%の評価減が導入されていたりもする。事業承継税制のあり方も見据えつつ、適正な評価について考えていくべき
- 客観的な「時価」としての評価の話と、税負担の在り方の話は分けて議論をするのが生産的

なお、会議の終わりに、次回（第2回）の有識者会議は5月11日（月）14時から開催される旨、事務局から連絡があった。

（以上）